

05 法務省(構造改革特区21次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
050010	企業会計単位通貨を主要外国通貨とする特例(産業空洞化対策関連)	会社法(平成17年法律第86号)第431条 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第57条第1項	会社法第431条は、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と定めており、会社計算規則第57条第1項は、「計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。」と規定している。 なお、「企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること」は金融庁の所掌事務とされており(金融庁設置法第4条第17号)、金融庁が所管する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第10条の3は、「財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもって表示するものとする。」と規定している。	歴史的な円高の長期化により、日本製品を輸出することが国際価格競争において不利な状況が続いており、産業空洞化が懸念されることから、その対策として、外国為替変動の影響の少ない環境を日本国内に設けるために、外国取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨とすることを特に認めるもの。 輸出企業等が、国内で外国通貨による生産等の企業活動を行うことができれば、日本製品は国際市場において、為替変動のない対等な価格競争を行うことのできる環境が整うことになる。	提案理由: 歴史的な円高の長期化により、日本を代表する輸出企業の収益赤字化、海外生産へのシフト、日本への逆輸入が増えてくる状態が進行すれば、国内産業が空洞化してしまうと懸念されている。 この対策として、「海外シフトのメリットの1つである「外国為替変動の影響が少い環境」を日本国内に設けることができれば、国際価格競争力の向上に繋がることが見込まれることから、産業の空洞化対策に効果的と期待できる。また、外国為替変動の影響を少なくすることは、急激な円安の際の輸入企業にも効果的と見込まれ、日本製品が今後も国際市場において活躍していくために必要な対応と考え提案するもの。 事業概要: ○ 外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特別に認める。 ・ 輸出企業が、国内で、製造の段階から主要外国通貨により価格決定できれば、その後急激な為替変動が生じて、輸出、販売の段階で日本製品の価格は安定しており、国際市場において対等な価格競争を行うことができる。このような環境をつくるために、海外取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨として特に認めることとする。 ・ その代わりに、国内企業等との取引において外国為替変動リスクが発生するため、何らかのリスク軽減策が必要となる。この対応は、各企業の実情に応じたものとなるが、例えば、友好関係にある企業間で、安定した為替契約や生産調整を行うことが考えられる。 ・ 事業区域は、外国取引の集中する国際貿易港や国際空港の所在する地方公共団体が適当と考える。 ○ 外国為替市場により決定される価格に基づき外国取引を行うことを基本スタンスとするものであることから、市場価格から大きく乖離した価格が横行する場合は、規制を設ける。 基本的な考え: ものづくり産業は、開発、生産、流通、販売等の課程を踏まえ価格設定するため、その間の通貨安定が必要となり、販売契約後に日々刻々と価格変動する環境には適さず、成り立たなくなると考える。	C	-	会社を取り巻く利害関係者には様々な者が存在することを踏まえ、一般に公正妥当と認められている企業会計の慣行とはいえない会計慣行を許容することは、適当でない。 なお、企業がその活動に際して外国通貨による取引・決済をすることは、現行法の下でも禁じられていない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答の「公正妥当と認められる企業会計の慣行」を判断基準とすると、これまで行われていない方法による企業会計は、基準に該当することではなく、「適当でない」ことは明らかですが、その上で、外国為替変動の影響を受ける¥表示の企業会計について、その影響を少なくするために単位通貨を\$とすることを特に認めることの検討をお願いするものです。(例、海外取引の多い企業の財務諸表を¥と\$で表示等) 世界の金融経済情勢の変動に伴う通貨¥と\$の為替の変動(歴史的な円高)を理由に、国内での生産を縮小し、海外移転する企業が増加している状況を踏まえ、産業空洞化対策の必要性を機に、今回、提案したものです。		1009010	個人	山口県	法務省 経済産業省
050020	司法書士、土地家屋調査士の登録要件の緩和	司法書士法(昭和25年法律第197号)第10条第1項 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第10条第1項	司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない(司法書士法第8条第1項)、当該名簿の登録は、日司連が行う(同条第2項)。 日司連は、当該登録の申請をした者が司法書士となる資格を有せず、又は司法書士法第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない(司法書士法第10条第1項)。 土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない(土地家屋調査士法第8条第1項)、当該名簿の登録は、日調連が行う(同条第2項)。 日調連は、当該登録の申請をした者が土地家屋調査士となる資格を有せず、又は土地家屋調査士法第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が同条第2号又は第3号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、土地家屋調査士法第62条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない(土地家屋調査士法第10条第1項)。	企業や官公庁に勤務する司法書士試験合格者や土地家屋調査士試験合格者(以下「有資格者等」という。)は、原則として、司法書士法第10条第1項第3号、土地家屋調査士法第10条第1項第3号に該当するため、現行法制下においては兼業登録が認められない。東日本大震災や台風12号、15号被害に伴う被災地における不動産登記、商業登記等並びにそれらに関する相談業務を無料で行うため、特例として有資格者等の登録を認め、被災者等から報酬を受け取ることなく、被災者等のために必要な登記申請等業務を行うことを可能とする。これにより、被災地における経済活動の早期復興に寄与することができる。なお、日本司法書士会連合会においても無料相談会は実施しているが、登記手続きの一部無償化を見送ったため、その部分を補充する意味において意味がある。	C	-	司法書士又は土地家屋調査士(以下「司法書士等」という。)は、その業務については公共的な役割を担っており、広く国民一般に対して平等にサービスの提供をしなければならないという要請に基づき、国民から依頼があった際には、いつでも依頼に応じなければならない義務を負うが(司法書士法第21条、土地家屋調査士法第22条)、一般に、職務専念義務が課されている官公庁の常勤公務員にあっては、この義務を履行することができない。民間企業においても、雇用契約上許容されている等の特段の事情がない限りは、同様である。 また、仮に、官公庁、例えば、地方公務員の身分のまま司法書士等の業務を行う場合には、「職務上知り得た秘密」がいずれの立場で取得したものなのか、その判別が困難であり、それぞれの守秘義務(司法書士法第24条、土地家屋調査士法第24条の2及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条)に抵触することになる。 したがって、司法書士等となる資格を有する者(以下「有資格者」という。司法書士法第4条、土地家屋調査士法第4条)が、企業や官公庁に勤務している場合に、現在の職を退職することなく、司法書士等として登記申請業務等に従事すべく、日司連又は日調連(以下「両連合会」という。)に備える司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿への登録を受けるため、両連合会に登録申請(司法書士法第9条、土地家屋調査士法第9条)を行ったとしても、両連合会は、司法書士法第10条第1項第3号又は土地家屋調査士法第10条第1項第3号の登録拒否事由に該当するとして、その登録を拒否する旨の決定を行う判断をするものと考えられる。 なお、報酬を受けるかどうか、被災地であるかどうかは、上記判断に影響を与えるものではない。			1014010	個人	奈良県	法務省		

05 法務省(構造改革特区21次 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
050030	外国人留學生の日中のアルバイトを可能とするための大学・専門学校の夜間部課程への入学緩和(在留資格「留学」の付与)	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年五月二十四日法務省令第十六号)「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項	在留資格「留学」については、本邦の大学、専門学校等に入学して教育を受ける場合は、専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除くとされている。	現在、外国人が大学や専門学校へ入学する場合は、夜間課程の入学では留学ビザが発給されない。しかし、留學生の受け入れを促進するとして、我が国の政策を具のものとするために、一定の条件の下で夜間課程の外国人入學生にも留学ビザの発給を認めるべきである。	現在、外国人留學生は日中の時間帯で学習をしている。反面、資格外活動の許可を取得し、主に夜間の時間帯は、アルバイト活動によって一定の制限の基で就労している。夜間の労働は、就労できる業種も限られており、資格外活動の禁止業種なども多く、アルバイト活動の環境は良くない。その為、留学による学習を夜間帯の時間でも可能にし、資格外活動のアルバイトがなるべく夜間帯にならない様に促すべき。また日中の自由な時間を利用して、文化体験、ボランティア活動に積極的に参加できる環境を作ること、良質な留学体験が期待できる。 提案理由：平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、高等教育機関の国際化と留學生の受け入れ促進を決定している。その為には、これまでの若年層とは違う層へのアプローチを進めるべきである。日本でも社会人の多くが夜学教育を受けていることを考えれば、外国で既に就労している社会人(成人)層の留学を促進させることも重要であり、国籍を問わずに社会人の人達が共に学べる夜学教育の環境を整備する必要がある。 代替措置：我が国の外国人労働者の受け入れ基本政策との関係であるが、専門的、技術的分野での労働者のみが受け入れ可能であるとの点を踏まえ、本提案も専門的、技術的分野での学習対象者に限定されるものと推測される。その為、本提案の特区を使用する場合は、日本の国家資格取得する為に来日する学習者に限定する。夜学教育を行う機関は、大学や国家資格養成学校に限定する。	C	Ⅲ	入管法は在留資格制度を採用しており、行おうとする活動の内容に応じて決定される在留資格は、就労資格と非就労資格とに区別されており、就労資格として規定されている在留資格を決定されなければ、就労活動を行うことはできないこととされている。本提案は、そもそも非就労資格である在留資格「留学」の者が例外的に行なうアルバイトなどの就労活動の環境をよりよくするために上陸許可基準を緩和すべきとするものである。 しかし、「留学」の在留資格により受け入れられる留學生については、その本来の活動である勉学のための通学は本来日中に行なわれるべきものであり、その活動に優先して就労活動を日中に行なうべきことは本末転倒であり、認められない。なお、就労可能な在留資格により我が国に在留する外国人が、就労活動の傍ら、専門学校等に夜間通学して教育を受けることは現行制度においても可能であり、就労を主たる活動とするならば、就労資格で入国すべきである。			国際人材教育特区	1022010	一般社団法人神戸東洋医療学院	兵庫県	法務省 厚生労働省
050040	「あいちトリエンナーレ」に出演する外国人出演者等に対する、在留資格「短期滞在」の上陸許可	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条第1項、別表第一の「芸術」の項、別表第一の二「興行」の項	芸術家等が芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、就労資格である「芸術」又は「興行」の在留資格に該当する。在留資格「短期滞在」をもって在留する者は収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならない。	「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。	【事業内容、提案理由】 この場合本来は、あいちトリエンナー実行委員会で在留資格認定証明交付申請をし、証明書を取得した後、申請者が契約書の写しなどを添えて芸術ビザ、興行ビザの申請、取得することになる。あいちトリエンナーレ2010の時には、美術館ギャラリーでの公演における海外からの出演者、舞台公演出演者のうち海外からの招聘者について、興行ビザを取得したが、公演によっては契約内容が直前まで固まらないことなどから、契約書を交わすのが遅くなり、来日までにビザ申請・取得できない恐れがあった。そこで本特例措置により、報酬を受取る場合でも短期の滞在であれば、短期滞在ビザでの入国が可能となるよう求めるものである。 そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。	C	I	入管法は在留資格制度を採用しているところ、行おうとする活動の内容に応じて決定される在留資格は、就労資格と非就労資格とに区別されており、就労資格として規定されている在留資格を決定されなければ、就労活動を行うことはできないこととされている。 御提案は契約締結の遅れにより就労資格である在留資格「興行」等で入国できない可能性があることから、就労資格でない在留資格「短期滞在」により入国させることを求めるものであるが、「短期滞在」の在留資格による入国が就労資格によるものよりも簡易な手続で入国することができるのは就労活動を行なわないからであり、契約手続の遅れという理由のみをもって特例を設けることは認められない。芸術家等が収入を伴う芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、就労資格である「芸術」又は「興行」の在留資格を取得する必要がある。 あいちトリエンナーレは、準備期間が3年の長期間にわたる博覧会であると承知しており、開催に間に合うように契約を締結し、在留資格認定申請を行うことも可能であると考えられ、あえて上記在留資格制度の前提を覆してそのような特例を設ける必要性は認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	あいちトリエンナーレ特区	1028060	愛知県	愛知県	法務省 厚生労働省	
050050	「あいちトリエンナーレ」に出演する外国人出演者等に対する、査証・在留資格認定申請時の出演契約書の添付の省略	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条第1項、別表第一の「芸術」の項、別表第一の二「興行」の項、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3「興行」の項	芸術家等が芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、就労資格である「芸術」又は「興行」の在留資格に該当する。在留資格「興行」については在留資格認定証明書の申請時に興行に係る契約書の写しを提出する必要がある。	「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。	また、上記提案の、短期滞在ビザでの入国が認められない場合は、契約書の添付の代わりに、短期ビザ申請と同様、招聘元からの招へい理由書、身元保証書、滞在予定表等の提出をもって、ビザが発給されるようになるよう手続の簡素化を要望するものである。 そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。	C	Ⅲ	入管法第7条第1項第2号は、外国人の本邦において行おうとする活動の真実性、在留資格への該当性及び上陸許可基準への適合性を上陸のための条件としている。 外国人の本邦において行おうとする活動について在留資格該当性が認められるためには、出演先等が受入れ体制を整えていることを確認するだけでは足りず、受入れ条件などについて外国人本人が合意した上でその活動を確実に行うことが出来るものであることが客観的に認められなければならない。 在留資格「興行」の場合、上記事項に関する審査を行うため出演に係る契約書の提出を求めているものであり、契約書を省略することとは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	あいちトリエンナーレ特区	1028070	愛知県	愛知県	法務省 外務省	